

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は**保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

1. 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入について、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上**減少する見込みであること
2. 前年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【保険税の減免額の計算方法】

保険税の減免額 = 減免対象保険税額 (A×B/C) × 減免割合 (D)

減免対象の保険税額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の所得の合計額(※)

※社会保険に加入している世帯主及び国保から後期高齢者医療に移行した人の所得も含まれます。

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の前年の所得の合計額が
300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、上記にかかわらず、減免対象保険税の全部を免除します。

新型コロナウイルス感染症の影響により会社を退職した場合

該当条件

雇用保険を受給し、所定の条件を満たす方は保険税が軽減されます。該当する場合、前年中の給与所得を30%に減額して税額を算定します。

- ①離職時の年齢が65歳未満
- ②雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれか

詳しくはお問い合わせください。感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします。

お問い合わせ・申請書郵送先

〒372-8501 (住所不要)

伊勢崎市 国民健康保険課 賦課係

電話：0270-27-2736 メール：kokuho@city.isesaki.lg.jp

申請書等はホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.isesaki.lg.jp/>